

## 知的障害教育における「育成を目指す資質・能力」を踏まえた学習指導と学習評価

－「みやぎ授業づくりガイド」の作成と活用を通して（1年目/2年計画）－

〈特別支援教育研究グループ〉

佐久間 健悦<sup>1</sup>，遠藤 彰<sup>2</sup>，澁谷 真樹子<sup>3</sup>，齋藤 未和子<sup>4</sup>，菅原 淳<sup>4</sup>，小澤 理恵<sup>4</sup>石巻市立鹿又小学校<sup>1</sup>，宮城県立光明支援学校<sup>2</sup>，宮城県立支援学校女川高等学園<sup>3</sup>，宮城県総合教育センター<sup>4</sup>

【要約】 学習指導要領には、「育成を目指す資質・能力」を育むために「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の必要性が述べられている。本研究では、本県の知的障害教育現場の現状や課題を踏まえ、学習指導要領の趣旨及び知的障害教育の基本的知識をまとめ、授業づくりの考え方・方法等を提案した「みやぎ授業づくりガイド」を作成した。さらに、知的障害特別支援学校、知的障害特別支援学級における、研修会により有用性を検証した。

【キーワード】 知的障害教育，授業づくり，育成を目指す資質・能力，各教科の目標及び内容，主体的・対話的で深い学び

## 1 はじめに

## (1) 研究の背景

近年、全国では少子化傾向に伴い、児童生徒数は減少している。しかし、知的障害のある児童生徒の特別支援学校、特別支援学級在籍者数は増加を続けており、本県においても同様である。

平成29年告示特別支援学校学習指導要領において、幼稚園や小学校、中学校との学びの連続性を重視した内容が示された。知的障害者に対する教育を行う特別支援学校（以後、知的障害特別支援学校）の各教科の目標や内容も、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理され、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことと示された。

知的障害教育においては、各教科、道徳科、中学部の総合的な学習（高等部は探求）の時間、特別活動及び自立活動（以後、各教科等）それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、総合的な学習（探求）の時間を除く各教科等を合わせて指導を行う場合がある。県内の知的障害特別支援学校の多くは、「各教科等を合わせた指導」を取り入れている。学習指導要領には、「各教科等を合わせた指導」でも、「教科別の指導」と同様に各教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて具体的に指導内容を設定するものとされた。ただし、これは、全く新しい指導方法を導入するというわけではない。従来特別支援教育の現場で大切にされてきた、児童生徒の実態に合わせた丁寧な指導を生かしながら、新しい視点を加えた授業改善をしていくことが、知的障害の教育現場に求められていることである。

こうした状況の中で、本県では「特別支援学級の担任が毎年度替わるケースがあり、小・中学校等や

地域に専門的なノウハウが蓄積されにくい」<sup>1)</sup>ことが課題となっている。実際、当センターの特別支援学級新担任者研修会には、毎年150名以上の受講者がいる。令和3年度本県（仙台市を除く）の特別支援学級は885学級あり、学級数と担任数が同じとする約22%が新担任と推測できる。また、特別支援学校では、通常の小学校、中学校、高等学校との人事交流が盛んであり、特別支援学校新担当者研修会（初任者研修を除く）には、毎年30名程度の受講者がいる（表1）。このことから、これまで蓄積されてきた実践の引き継ぎが円滑に行われていない状況が懸念される。

表1 研修会受講者数(名)の推移

研修会名	R 1	R 2	R 3
特別支援学級新担任者研修会	167	168	196
特別支援学校新担当者研修会	30	26	28

また、当センター特別支援教育班の調べによると令和3年度は、本県の特別支援学校27校中、12校が「授業づくり」を校内研究のテーマとし、その内7校のテーマが「学習指導要領改訂」に伴うものであった。このことから、教育現場は学習指導要領改訂に伴う授業づくりを、課題としていることが推測される。

以上のことから、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて理解を深めることと、特別支援教育の経験の少ない教員でも、知的障害教育の基本的な知識等を活用できるようにすることの大きく2つが課題として考えられる。

## (2) 研究の目的

学習指導要領の趣旨を踏まえた知的障害教育における授業づくりの考え方について整理し、指導の形態のうち「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」における授業の構成、学習指導と学習評価の在り方について明らかにする。

(3) 研究の方法

学習指導要領や法令等を根拠とし、知的障害教育の授業づくりのポイントを整理しながら、児童生徒の実態把握、指導内容・方法の設定、指導目標と評価規準の設定、授業改善の視点の活用について提案した「みやぎ授業づくりガイド」を作成する。知的障害教育に携わる教員に、試作品を使用してもらい、感想を聞き取るとともに、出前研修会での活用により、有用性を検証する。

(4) 研究計画

- ① 課題の確認（4月～6月）
- ② 学習指導要領、法令及び先行研究の調査（4月～6月）
- ③ 知的障害教育における授業づくりの考察（6月～11月）
- ④ 「みやぎ授業づくりガイド」作成（6月～11月）
- ⑤ 検証（12月～2月）

2 研究の実際

(1) 課題の確認

令和3年度特別支援学級新担任者研修会（6月実施・177名参加）において、「学級経営上の諸問題」として話し合われた、全グループの意見が書かれたカードをKJ法で再分類し、特別支援学級新担任者が課題としていることを整理した。課題としては、「通常の学級との授業づくりの違い」「自立活動の指導」「教材の工夫」「通常の学級との連携の仕方」「障害の特性」「児童生徒への関わり方・対応の仕方」等が挙げられていた。このことから、知的障害教育の基本的知識をまとめ、ガイドとして示すとともに、知的障害教育における授業づくりについて明らかにしていく必要があると考えた。

(2) 知的障害教育における授業づくり

知的障害教育の授業づくりが、他の障害種の特別支援教育や小・中学校の教育と最も違うことは、「教

科別の指導」「各教科等を合わせた指導」等の指導の形態があることである。加えて、授業をつくる際は対象集団が少人数であっても、児童生徒の実態差が大きいことがあるので、学習集団に合わせて単元（題材）の目標及び評価規準、並びに、一人一人の個別の目標及び評価規準を設定しなければならない。さらに、児童生徒一人一人が目標を達成するための効果的な指導内容・方法を個に応じて工夫することも必要である。そのため、指導の形態ごとの授業づくりについて整理すること。目標と評価規準の設定の仕方について具体的な提案を示すこと。日々の授業づくりに生かせる授業改善の視点を示すこと。以上の3点を中心に研究を進めることとした。

① 指導の形態ごとの授業の構成

ア 「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の共通点

学習指導要領に基づいて年間指導計画を作成し授業づくりを行うことは、通常の学級と同じである。加えて、知的障害教育では、対象となる児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画、日々の活動の様子などを参考に、年間指導計画を調整・見直すことが必要となる。ここまでは、指導の形態が異なっても同様の過程となる（図1、図2）。

イ 「教科別の指導」

児童生徒の実態に合わせて、各教科の段階、目標及び内容を適切に設定し授業づくりを行う（図1）。

ウ 「各教科等を合わせた指導」

「各教科等を合わせた指導」は、児童生徒の実態によって「各教科に含まれる教科内容を一定の中心的題材等に有機的に統合して、総合的な指導を進める方がより効果的な学習となり得る」<sup>2)</sup>場合に行われる。そのため、児童生徒の実態や学習上の特性に合わせて、教科の枠を超えて目標及び内容を組み合わせ、指導内容を決定していく。また、評価においては、「各教科等を合わせた指導」の評価の後、扱う教科等ごとの評価を行う（図2）。

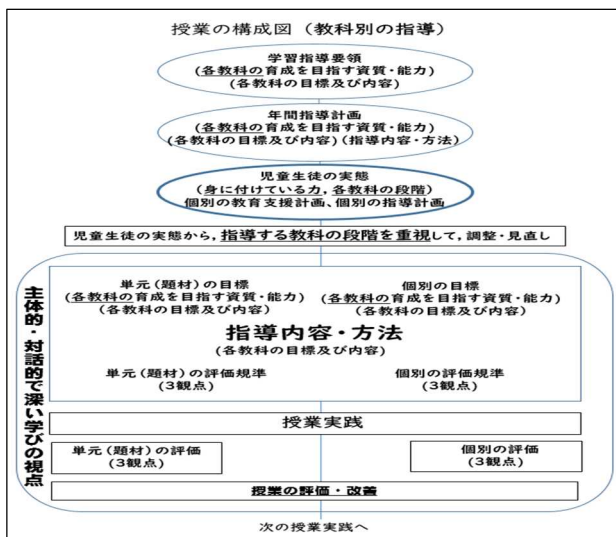


図1 授業の構成図（教科別の指導）

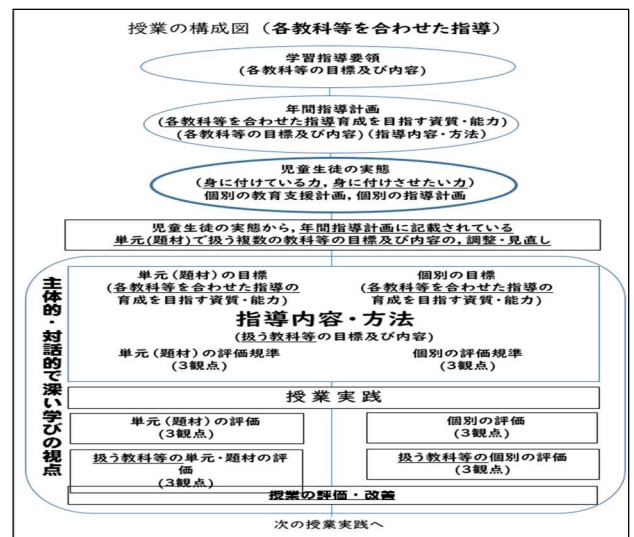


図2 授業の構成図（各教科等を合わせた指導）

## ② 目標と評価規準の設定の仕方

### ア 「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の共通点

知的障害教育では、単元（題材）の目標と評価規準、個別の目標と評価規準を設定する必要がある。個の実態差が大きいために、各教科の段階が異なる場合がある。また、異学年と一緒に授業を行うこともあるからである。そのため、集団としての単元（題材）の目標はどのように設定するか迷うことがある。そこで、学習集団の平均となりそうな段階の目標・内容を基にし、その上で、個別の目標に迫るための具体的な指導内容・方法を設定することとした。

学習評価については、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとして、評価規準を作成することが必要である」<sup>3)</sup>と示されている。このことから、基本的には、「教科別の指導」も「各教科等を合わせた指導」も、観点別に評価規準を考えることは同じと捉えた。

### イ 「教科別の指導」

目標について、小・中学校の下学年適応で授業を行っている場合は、小・中学校の学習指導要領を基に設定する。知的障害特別支援学校の各教科等を行う場合は、知的障害特別支援学校学習指導要領を基に各教科の目標及び内容を設定する。しかし、評価規準の設定については、単元（題材）の指導目標を達成した具体的な児童生徒の姿を観点別に考えて、学習評価を行うための規準とすることが必要である。

### ウ 「各教科等を合わせた指導」

「各教科等を合わせた指導」は、指導の形態であるため、学習指導要領に目標及び内容は記載されていない。そのため、目標設定の際は、実際の生活や学習場面で期待する児童生徒の姿を単元（題材）の目標として設定する。評価規準については、その目標を達成した具体的な姿とする。加えて、「各教科等を合わせた指導」としての評価から、扱った教科等ごとの評価をする必要がある。また、児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にしている知的障害教育の評価においては、扱った教科等の中でも特に変容が見られたものを重視することとなる。しかし、変容が見られなかった場合でも、指導の記録として残し、次の授業につなげることが大切である。

### エ 具体的な児童生徒の姿の考え方

具体的な児童生徒の姿を考え、目標と評価規準を設定する際には、小学校生活科と総合的な学習の時間の考え方が参考にできると考えた。理由は以下の2点である。

1点目は、「各教科等を合わせた指導」の特徴と留意点に、「生活科を中心」「生活科の内容をはじめ」、「実際の・総合的に学習する」と示されていることである。<sup>\*1</sup>また、小学校生活科と知的障害特別支援

学校の生活科は、具体的な活動や体験を通して、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成する。以上のことより、「各教科を合わせた指導」と小学校の生活科には共通点があると考えた。

2点目は、知的障害の学習上の特性として「実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるように指導することが効果的である」<sup>4)</sup>と示されていることである。これは、総合的な学習の時間における、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるように指導することと、具体的な生活場面での活用という点で共通している。

このことから、生活に即した指導を行う知的障害教育の指導は、生活科や総合的な学習の時間の考えを参考にできると捉えた。

そこで、育成を目指す資質・能力の三つの柱について、以下のように考えた。

「知識及び技能」について、知識面は、児童生徒に身に付けてほしい知識（分かること・できること）、技能面は、児童生徒に身に付けてほしい技能（器用さや安定性）を考えることとした。

「思考力、判断力、表現力等」については、小・中学校学習指導要領第5章総合的な学習の時間に示されている「考えるための技法」<sup>5)</sup>を基に、順序付ける、比較する、分類する、関連付ける、多角的に見る、理由付ける、見通す、具体化する、抽象化する、構造化する、という技法ごとに表記例を整理した。

「学びに向かう力、人間性等」については、目標設定の要素として総合的な学習の時間において踏まえるべき事とされている「自分自身に関すること」

「他者や社会との関わり方に関すること」の2つを挙げた。また、実際の生活に即した学びを行うことの多い知的障害教育では、学習への主体的な取組の姿として「粘り強さ」「学習の調整」に加えて、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校生活科」で示されている「実感や自信」<sup>6)</sup>も追加できると考えた。

### ③ 日々の授業に生かせる授業改善の視点

児童生徒が学習で身に付けたことを振り返るとともに、教師がこれまでの指導を振り返り、改善を図っていくことが指導と評価の一体化につながる。以前から、特別支援教育の学習指導案には、評価の観点に児童生徒の評価と並べて、授業の評価を明記することが多かった。これは、教員が指導の適切さを確認し、授業改善を重ねていくためである。授業改善の視点としては、「この授業で、児童生徒の個別の目標は達成できたか」「授業者として、実施した授業の良かった点や反省点は何だったか」「指導の良かった点は、今後どのような指導に生かすことができるか」「指導の反省点を今後に生かすことができると改善できるか」の4点を示した。

また、授業改善のためには、具体的な児童生徒の姿や変容を見ながら次の授業を考えていくことが大切である。そこで、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」をしている児童生徒の具体的な姿の例と、授業改善に向けた教員の手立ての例を示した。ここに示した児童生徒の学ぶ姿は、指導目標や評価規準を考える際にも活用できる例とした。授業改善に向けた教師の手立ては、指導方法を考える際にも活用できる手立てとした。そして、授業を構想する段階から「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用することを提案した。

(3) 「みやぎ授業づくりガイド」の概要

知的障害教育を初めて担当する教員だけでなく、学習指導要領改訂に伴い、指導方法に戸惑いを感じている教員も視野に入れて、「みやぎ授業づくりガイド」を作成した。「第1章 ④につけよう！知的障害教育の知識(理論編)」「第2章 ⑤ってみよう！授業づくり(実践編)」「第3章 ⑥んみしよう！明日からの授業(資料編)」の3章構成とした。

① 第1章 ④につけよう！知的障害教育の知識(理論編)

知的障害教育を行う上で必要となる知識をまとめ、理解を深められるようにした。Q&Aの形で知的障害についての障害理解、学習上の特性、教育課程、個別の教育支援計画、個別の指導計画、合理的配慮、基礎的環境整備、そして学習指導要領のポイントとなる「多様な学びの場」「育成を目指す資質・能力」「主体的・対話的で深い学び」などについて学習指導要領や法令などを根拠としてまとめた。

② 第2章 ⑤ってみよう！授業づくり(実践編)

ここでは、提案内容4点を示した。

1点目は「授業の構成図」である。知的障害教育における授業を基本の構成図として示した後に、「教科別の指導」と「各教科等を合わせた指導」の授業づくりの違いが分かるようにした。

2点目は「授業づくりのStep」である。段階を踏みながら授業をつくっていくようにした(図3)。

3点目は各種シートの活用である。参考シートとして「目標・評価規準設定シート」「単元構想シート」

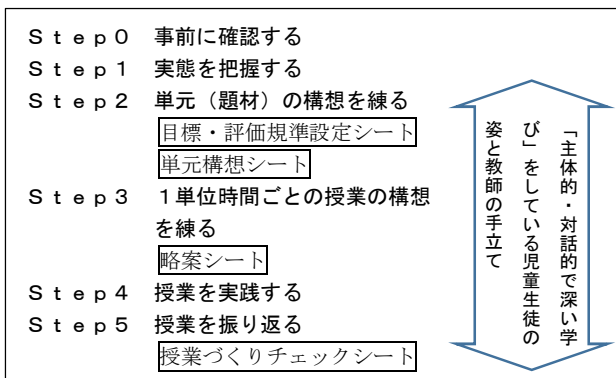


図3 授業づくりのStep

「略案シート」「授業づくりチェックシート」を示し、授業づくりの際に活用できるようにした。

4点目は授業改善の視点の活用である。Step 2からStep 5の各段階においては、「主体的・対話的で深い学び」をしている児童生徒の具体的な姿をイメージして授業づくりを実践し、客観的に見取り、次時の授業づくりに生かすというサイクルで授業改善をすることとした。

③ 第3章 ⑥んみしよう！明日からの授業(資料編)

第2章の「授業づくりのStep」で示した授業づくりの考えを反映できるよう学習指導案の様式を工夫した。また、学習指導案の書き方、学習指導案づくりの視点を提案した。「指導内容確認表」などカリキュラムを見直すためのツールを表計算ソフトで作成し、各校がアレンジできるようにした。

(4) 授業づくり研修パック

「みやぎ授業づくりガイド」から項目を絞り、説明スライドと解説文を付け、プレゼンテーションソフトで作成した。各校で校内研修会や職員会議の後などに手軽に研修できるように約10分の内容とした。

(5) 「みやぎ授業づくりガイド」の検証

① 目的

研究成果物の内容及び体裁等の適切さや有用性について、現職教員から意見を聞き取り改善に生かす。

② 対象 教員 9名(表2)

表2 インタビュー対象者一覧

対象者	校種・学部	教職経験年数	知的担当年数	期 日
A	支援学校・小	3	3	12月3日
B	支援学校・小	22	8	12月9日
C	支援学校・中	3	3	12月3日
D	支援学校・中	35	33	12月3日
E	小学校	31	21	12月3日
F	小学校	40	3.5	12月3日
G	小学校	18	5	12月3日
H	支援学校・高	28	6	12月6日
I	支援学校・高	27	4	12月6日

③ 方法

事前に授業づくりガイドを配布し、後日、使用した感想をインタビューした。

④ 結果

肯定的な意見としては「授業づくりをする際に何をしたら良いかが分かる」「表記例で具体的に目標(や評価規準)を考えることができる」等があった。特に、E、F、Gは「初めて特別支援学級を担当したとき、何をしたら良いか分からなかったのも、このガイドのようにすべきことが書いてあると助かる」と話した。Dは「表記例があると、自分が考えるときだけでなく、説明するときにも使える」と話し、Aは「事例集を参考にしてきたが、児童の実態



に合わなかった。具体的な姿の例や視点、表記例で、実態に合わせて考えられる」と話した。

検討すべき意見としては3点あった。1点目は、第2章について「学習指導案を作成するときに便利」という感想が多いことである。2点目は、全職員で共通の情報としたいという意見である。HとIは「中学校は各教科担任が知的障害教育の授業づくりを知る必要がある」と話していた。Bは「職員共通のものがあると便利だ」と話していた。また、研修機会の多い世代のAとCは、第3章に便利さを感じ、研修機会の少ない世代は、第1章や第2章の学習指導要領の理解が進むと話していた。上記2点を踏まえ、校種や経験を問わず、学習指導案を作成する時だけでなく、普段の授業づくりでも活用されるように、研修パックを充実させた。3点目は、高等部段階での授業づくりである。HとIはガイドの第2章が小・中学部段階の授業づくりというイメージが強いと話していた。高等部段階については、次年度へ引き継ぐ課題となる。

### (6) 「みやぎ授業づくりガイド」の普及と検証

#### ① 目的

授業づくりについて研修を行い、「みやぎ授業づくりガイド」の普及と有用性の確認を行う。

#### ② 対象 4校(表3)

表3 出前研修会協力校

学校名	期日(形態)	対象(参加人数)
宮城県立名取支援学校 名取が丘校	1月13日(訪問)	教職員(8人)
宮城県立光明支援学校	1月18日(リモート)	教職員(123人)
白石市立大平小学校	2月10日(リモート)	教職員(13人)
宮城県立名取支援学校	2月21日(リモート)	研究部教員(10人)

#### ③ 結果

コロナウイルス感染症の拡大等防止のため3校がリモートによる研修会となった。事後アンケートでは、78%が肯定的評価であった(表4)。「目標を考えるとときの表記例が参考になった」「手順を追っていくことで、ポイントを漏らさず授業づくりができる」等の肯定的な感想と「扱うには読み込むのが必要」等の検討課題となる感想があった。

表4 研修会アンケート(n=142) 令和4年2月22日現在

ワークショップの満足度	満足	やや満足	やや不満	不満
人数(%)	36(25)	75(53)	26(18)	5(4)

## 3 おわりに

### (1) 研究の成果と課題

成果物については、おおむね活用できるという反応が得られた。特に、目標と評価規準の設定の方法や授業改善の視点例が授業づくりに役立つという感想が多かった。児童生徒の実態差が大きい知的障害特別支援教育の行われている学校現場において、汎

用性のある例を提案したことが、授業づくりに役立つという感想につながったのだと考える。活用場を広げ、日々の授業改善につなげていくように、普及の仕方を検討していきたい。また、検証については、限られた人数での検証となってしまった。加えて、出前研修会は年度末の時期であり、初めて知的障害教育を担当する教員への有用性は確認できていない。以上のことを踏まえて、課題解決研修では、「みやぎ授業づくりガイド」を年度の早い時期から、広く提示し、活用を促すことで、よりの確に有用性を確かめられると考える。

### (2) 今後の展望

#### ① 「みやぎ授業づくりガイド」の普及と充実

特別支援学校・特別支援学級で活用してもらい、改善を重ねていく。

#### ② 2年目への引き継ぎ

##### ア 高等部・高等学園における授業づくり

学習指導要領では、学部段階及び学校段階等の接続の重要性が指摘されている。また、進路先によって社会から求められる力も異なる。将来の自立と社会参加へ向けた計画的な授業づくりが課題となる。

##### イ キャリア教育の視点による授業づくり

学習指導要領においてキャリア教育の充実を図ることとされている。キャリア教育の視点をどのように授業づくりに取り入れるか検討をする必要がある。

##### ウ 実態差の大きい学習集団における教科別の指導の授業づくり

生活年齢が進むと児童生徒の実態差も開き、扱う各教科の目標及び内容の段階の幅も広がる。実態差が大きい学習集団の「教科別の指導」の授業づくりについて検討をする必要がある。

#### 【注釈】

\*1 特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)第4章第2節3(3)より抜粋

#### 【引用・参考文献】

- 宮城県教育委員会：宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)(令和2年～令和6年度)、令和2年3月、P12
- 文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)、平成30年3月、第2章第9節(1)
- 文部科学省：特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料、令和2年4月、P9
- 文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)、平成30年3月、第4章第2節1
- 文部科学省：小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総合的な学習の時間編、平成29年7月、第5章第3節4(2)
- 文部科学省国立教育政策研究所：「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」小学校生活科、令和2年6月、P40、41

知的障害教育における「育成を目指す資質・能力」を踏まえた学習指導と学習評価  
 -「みやぎ授業づくりガイド」の作成と活用を通して(1年目/2年計画)-

研究の背景

・学習指導要領改訂

・令和2年度 宮城県特別支援教育将来構想【後期】

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善が求められる。

教員の入れ替わりが多く、専門的知識が蓄積されにくいため、専門性向上が求められる。

研究目的

学習指導要領の趣旨を踏まえた知的障害教育における授業づくりの考え方について整理し、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」それぞれの指導の形態における授業の構成、学習指導と学習評価の在り方について明らかにする。

研究内容・方法

指導の形態ごとの授業づくりを整理

「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の2つの指導の形態を、「授業の構成図」と「授業づくりのStep」として整理。

目標と評価規準の考え方を整理

学習指導要領の趣旨を踏まえた目標と評価規準の設定について、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」と指導の形態別に整理。

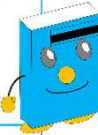
授業改善の視点の提案

授業改善の視点である「主体的・対話的で深い学び」を、児童生徒の具体的な姿として例示し、教師が手立てを考えながら授業づくりをしていくことを提案。

みやぎ授業づくりガイド 作成

第1章  
① みにつけよう!  
知的障害教育の知識  
(理論編)

- Q 知的障害とは?
- Q 知的障害のある児童生徒の学習上の特性とは?
- Q 各教科等を合わせた指導とは?
- Q 主体的・対話的で深い学びとは?



学習指導要領等を根拠に、Q&Aで分かりやすく解説しています。

第2章  
② やってみよう!  
授業づくり  
(実践編)

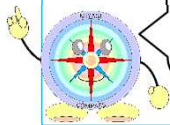
- ・授業の構成図
- ・授業づくりのStep
- ・各教科の学習評価
- ・目標及び評価規準について
- ・目標・評価規準設定シート
- ・単元構想シート
- ・略案シート
- ・授業づくりチェックシート 等

「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の授業づくりについて手順に沿って、考え方や留意点、具体例などを提案しています。



第3章  
③ きんみしよう!  
明日からの授業  
(資料編)

- 1 学習指導案を作ってみよう
- ・学習指導案づくりの20の視点
- 2 年間指導計画を見直そう
- ・各教科の内容表
- ・指導内容確認表
- 3 もっと知識を広げよう



学習指導案の書き方、年間指導計画の作り方など、よりよい授業を作っていくための提案をしています。



改善と課題の整理

検証① (11月~12月)

知的障害教育現場の先生方に「みやぎ授業づくりガイド」を閲覧してもらい、インタビューを行う。その結果を基に修正をする。

検証② 普及 (1月~2月)

研究協力校において、「授業づくり」についての出前研修を行う。事後のアンケートを基に適宜、修正する。  
出前研修の際に使用するスライドについては「研修バック」としてWebサイトに掲載する。

次年度へ向けた課題整理

- ・高等部・高等学園の授業づくり
- ・キャリア教育の視点による授業づくり
- ・実態差の大きい学習集団における授業づくり

研究の成果(イメージ)

